

令和8年度

センター名

亀山第1地域包括支援センター

事業計画書(案)

令和8年3月

1 総則

(1) 組織・運営

| | |
|------------------------------|--|
| この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方) | ・圏域地域概況及び課題を法人に報告。重点事項について提案・協議を行い法人本部にて承認を得る。 |
| この事業計画の進捗管理手法 | ・同法人である、亀山第2包括支援センターと、事業計画の進捗の確認、情報共有、意見交換を行い、事業運営を行う。 |
| 公平性、中立性を確保するための体制 | ・公益性の視点で事業を運営する。介護予防支援事業においては介護予防サービス事業所や介護予防支援事業所を偏りなく公平性・中立性に基づき選定する。利用者においては公正中立なマネジメントを実施する。 |
| 組織マネジメント体制 | ・センターの目的と基本的視点を達成する為、職員間で共通認識を持てるようにする。また、働きやすい職場環境づくりに取り組む。 |
| 個人情報保護体制 | ・個人情報の安全確保に関する責任体制等報告書(広域連合提出書類、様式第4条第1項及び第2項、第5条第1項関係)を遵守する。個人情報保護法を遵守する。 |
| 苦情処理体制 | ・苦情対応窓口を設置する。利用者及び関係機関からの意見、要望、苦情があった場合はセンター内で速やかに共有し対応をする。 |

(2) 人員

| | |
|------------|--|
| 職員の配置状況 | センター長(主任介護支援専門員)[1]人、主任介護支援専門員[1]人、保健師[2]人、社会福祉士[1]人、介護支援専門員[1]人 |
| 職員の研修等実施計画 | ・センター内で研修を実施するとともに、職員の能力開発及び専門職の資質向上のため、県・広域連合が開催する研修、オンラインを活用し外部研修などを積極的に受講する。 |
| 専門職間の連携体制 | ・各専門職ワーキング等の会議に出席し、専門職間の関係性を構築し横のつながりを持つ。 ・定期的にスタッフ会議を開催し情報交換や情報共有を行う。 ・センター内外において専門職同士による情報交換連携を行う。 |

(3) 圏域の状況把握

| | |
|--------------------|---|
| 担当圏域の状況把握方法 | ・総合相談で対応する案件から実態を把握する。 ・個別相談はもとより居宅介護支援事業所、民生委員、関係機関との連携により把握する。 |
| 担当圏域の地域概況 | 令和7年9月30日現在 高齢者人口 65歳以上人口[6,992]人、75歳以上人口[3,778]人 高齢化率 26.2% 75歳以上比率 14.2% |
| 地域資源の状況 | ・民生委員による地域住民の支援。まちづくり協議会による、サロンの開催、ゴミ出し、草木の剪定作業などの清掃活動。・市独自の福祉委員を50世帯に1人を目安に配置。民生児童委員と連携しながら福祉課題に取り組んでいる。また、民間サービスは移動販売、買い物代行などの生活サービス、新聞・牛乳販売店の見守りサービスなどがある。 |
| 今年度の事業実施にあたっての重点事項 | ・介護予防支援業務の実施。 ・包括的、継続的なケア体制の構築。 ・地域包括ケアシステムの実現に向け実態把握と地域ネットワークの構築。 |

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第1号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供 |
| この業務の実施方針 | ・住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられるよう適切なサービスや機関・制度につながる支援を行う。 |

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|-------------------------------|------------------|------------------------------|--|
| ①地域におけるネットワークの構築 | 5(1)ア(ア) | 1 介護サービス事業者とのネットワーク | ・他職種連携研修会に出席する。 |
| | | 2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携 | ・医療機関が開催する研修会への出席。(年/2回) |
| | | 3 地域自治組織とのネットワーク | ・総合相談等から地域自治組織のネットワークにつなげる。 |
| | | 4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク | ・地域、関係機関から情報収集するなどしてネットワークづくりを行う。(年4回) |
| | | 5 ふれあいサロンとのネットワーク | ・地域、関係機関から情報収集するなどしてネットワークづくりを行う。(年4回) |
| | | 6 当事者組織とのネットワーク | ・地域、関係機関から情報収集するなどしてネットワークづくりを行う。市と第2包括との協力。 |
| | | 7 ボランティア団体とのネットワーク | ・地域、関係機関から情報収集するなどしてネットワークづくりを行う。 |
| | | 8 生活支援コーディネーターとの連携 | ・ネットワーク会議(年/12回)などの出席。 |
| | | 9 高齢者福祉分野以外との連携 | ・CSWやこども支援Gと適宜相談や調整等の連携を図る。 |
| | | 10 その他のネットワーク | ・実習生等の受け入れ。 |
| ②被保険者等の実態把握 | 5(1)ア(イ) | 1 被保険者等への戸別訪問 | ・状況および必要に応じて訪問する。 |
| | | 2 地域住民からの情報収集 | ・地域の既存ネットワークの活用や訪問時に情報を収集する。潜在ニーズの発掘をする。 |
| ③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築 | 5(1)ア(ウ)、(キ)、(ク) | 1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR | ・社協たより、ホームページ、市役所、病院などにパンフレットを設置。 |
| | | 2 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知 | ・緊急時は代表電話から24時間対応。 |
| | | 3 緊急時の連絡体制の構築 | ・虐待等にて緊急対応が必要なときは、亀山市高齢福祉課および基幹型包括に連絡 |
| | | 4 幅広い年代への周知方法 | ・健康教室や出前講座、自治会の定例会などに出席し包括の支援内容等の紹介を行う。 |
| ④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析 | 5(1)ア(ウ) | 1 相談受付体制 | ・電話、窓口対応、関係機関からの連絡などにより受け付ける。 |
| | | 2 個別ケースのアセスメント | ・相談内容を聞き取りアセスメントを実施。 |
| | | 3 個別ケースの管理・共有 | ・朝礼、ソフトウェア、職員会議などで情報共有。 |
| | | 4 相談内容の傾向分析 | ・統計や事例検討会などで横断・縦断的に分析。 |

| | | | |
|----------------------|----------|---------------------------|---|
| ⑤総合相談支援——解決のための必要な対応 | 5(1)ア(ウ) | 1 必要なサービスの案内体制 | ・随時対応。 |
| | | 2 解決困難な相談事例の管理体制 | ・包括内、各関係機関と情報共有を行い、適切に管理する。 |
| | | 3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制 | ・状況に合わせて遅滞なく報告する。 |
| | | 4 障がい分野との連携体制 | ・市の障がい福祉担当課、障害者総合相談支援センターあいと連携する。 |
| | | 5 子育て分野との連携体制 | ・ケースに応じ、子育て分野と連携を行う。 |
| ⑥地域の社会資源の把握・開発 | 5(1)ア(エ) | 1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握 | ・市や基幹型包括、関係機関、地域等と連携して情報の共有、課題等を把握する。 |
| | | 2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発 | ・生活支援コーディネーター等と連携し対応する。 |
| | | 3 地域の社会資源に関する情報の整理 | ・生活支援コーディネーター等との連携により情報を整理し共有を図る。 |
| ⑦複合的な課題を持つ世帯への支援 | 5(1)ア(カ) | 1 相談内容の把握・分析・整理 | ・相談支援についてケースの分析・情報共有を行い課題に向けた取り組みを行う。 |
| | | 2 関係機関との連携 | ・行政等各種関係機関と連携して対応する。 |
| その他、総合相談支援にかかる取組 | | | ・総合相談から得られた情報は、月/1回基幹型包括が主催されるネットワーク会議等にて活動内容を報告し情報を共有する。 |
| | | | |
| | | | |

| | |
|------------------|--|
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援 |
|------------------|--|

| | |
|-----------|--|
| この事業の実施方針 | |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|----------------|--------------|---------------------------|---|
| ①家族介護への支援 | 5(1)ア(オ)、(ク) | 1 予防的な取組 | ・電話、窓口対応、関係機関からの連絡などにより受け付け予防的取り組みを行う。 |
| | | 2 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR | ・社協たより、ホームページ、市役所、病院などにパンフレット設置。 |
| | | 3 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知 | ・緊急時は代表電話から24時間対応。 |
| | | 4 緊急時の連絡体制の構築 | ・緊急時は代表電話から24時間対応。 |
| | | 5 幅広い年代への周知方法 | ・健康教室や出前講座、自治会の定例会などに出席し包括の支援内容等の紹介を行う。 |
| その他、家族介護にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第2号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止 |

| | |
|-----------|---|
| この業務の実施方針 | 住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生を維持できるよう、権利侵害に陥らないよう問題解決や適切な制度・サービスにつながるよう支援する。 |
|-----------|---|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|-------------------------|------------------|-----------------------------|--|
| ①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進 | 5(1)イ(ア) | 1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 | 本人家族との面談の他、ケアマネジャーや関係機関等の情報提供にて把握する。 |
| | | 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ | ・市社会福祉協議会との連携の他、家庭裁判所やリーガルサポート等とも連携を図る努力をする。 |
| | | 3 ケース検討による地域特性の分析 | ・ケース検討会や総合相談支援内容から分析する。 |
| ②高齢者虐待への対応 | 5(1)イ(イ)、 (ウ) | 1 虐待事例の把握 | ・本人家族との面談の他、ケアマネジャーや関係機関からの情報提供にて把握する。 |
| | | 2 虐待事例があった場合の対応 | ・市や基幹型包括と連携し、マニュアルに沿って対応する。 |
| | | 3 緊急時の連携施設の確保 | ・市と協議のうえ、緊急一時保護等を実施する。 |
| ③支援が困難な事例への対応 | 5(1)イ(イ)、 (ウ) | 1 支援困難事例の把握 | ・介護支援専門員や民生委員、関係機関を通じて随時把握。 |
| | | 2 支援困難事例への対応 | ・包括内で共有し複数で対応するとともに、外部機関にも相談をかけ多職種連携にて対応する。 |
| ④消費者被害の防止 | 5(1)イ(エ) | 1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 | ・社会福祉士ワーキングにて研修会を開催し情報共有を行う。 |
| | | 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供 | ・民生委員の定例会にてワンポイントアドバイスなどで啓発を行い、市より発行する広報などを活用し被害発生時は速やかに情報提供を行う。 |
| ⑤権利擁護に関する啓発 | 5(1)イ(ア)～ (エ) | 1 権利擁護に関する講演会の開催 | ・亀山市社会福祉協議会、亀山第2地域包括支援センターと共催し、権利擁護に関する講演会を開催。(年/1回) |
| | | 2 権利擁護に関するその他の啓発活動 | 市内のふれあいサロンや出前講座に出席し、啓発活動を行う。(年/8回) |
| その他、権利擁護にかかる取組 | | | |

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第3号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供 |

| | |
|-----------|---|
| この業務の実施方針 | 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療や介護、地域との関係機関等との連携、多職種相互の共同等により、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを行う。 |
|-----------|---|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|---------------------------|------------|-----------------------------------|--|
| ①包括的・継続的なケア体制の構築 | 5(1)ウ(ア) | 1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 | ・個別事例を通じた連携や包括へ来所持に情報共有と情報提供を行う。 |
| | | 2 介護支援専門員と地域との連携支援 | ・居宅介護支援事業所連絡会(年/4回)や地域ケア会議等を通じて連携支援を行う。 |
| | | 3 介護支援専門員相互のネットワーク活用支援 | ・居宅連絡会を通じ、事例検討等を通じ関係性を構築する。 |
| | | 4 地域住民への取組み | ・サロン等に出向き出前講座などを開催、介護保険制度の案内やフレイル予防などの取組みを行う。 |
| ②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など | 5(1)ウ(イ) | 1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 | ・来所や訪問時の対応、電話等にて対応する。 |
| | | 2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】 | ・事例検討会や研修会を実施する。 |
| | | 3 ケアプラン作成に伴う日常的個別指導・助言 | ・高齢者の方への包括的・継続的なケアマネジメントをケアマネージャー(介護支援専門員)が実施できるよう、ケアプラン作成時等において、適宜助言、指導を行う。 |
| | | 4 制度・施策に関する情報提供 | 居宅連絡会等にて情報提供を行う。 |
| ③支援困難事例等への指導・助言 | 5(1)ウ(ウ) | 1 同行訪問 | 必要に応じ同行訪問を行い、助言や指導を行う。 |
| | | 2 サービス担当者会議への出席 | 必要に応じ担当者会議に出席し、助言や指導を行う。 |
| その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組 | | | |

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名

亀山第1地域包括支援センター

令和8年度

| 開催月 | 内 容 | 対象者 | 備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入) |
|-----|-----------------|---------------|-----------------------------|
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | ・居宅介護支援事業所向け研修会 | ・市内および委託事業所向け | ・亀山第2地域包括支援センターとの共催 |
| 7月 | | | |
| 8月 | | | |
| 9月 | ・居宅介護支援事業所向け研修会 | ・市内および委託事業所向け | ・亀山第2地域包括支援センターとの共催 |
| 10月 | | | |
| 11月 | | | |
| 12月 | ・居宅介護支援事業所向け研修会 | ・市内および委託事業所向け | ・亀山第2地域包括支援センターとの共催 |
| 1月 | | | |
| 2月 | | | |
| 3月 | ・居宅介護支援事業所向け研修会 | ・市内および委託事業所向け | ・亀山第2地域包括支援センターとの共催 |

2-(1) 包括的支援事業
 エ 地域ケア会議関係業務

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の48 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施 |

| | |
|-----------|--|
| この業務の実施方針 | 多職種連携を行い、情報の共有化のもと、個別・地域の課題を分析、解決に向けた総合的支援を図る。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|----------------------------|------------|--------------------------------|--|
| ①個別事例の課題解決と地域課題の把握 | 5(1)エ(ア) | 1 地域ケア個別会議の開催、モニタリングの実施 | 多職種連携を行い、情報の共有化のもと、個別・地域の課題を分析、解決に向けた総合的支援を図る。 |
| | | 2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有 | 抽出された課題分析のもと、社会・地域の資源、ケアマネジメントプロセスに沿って介護支援専門員と情報共有を図る。 |
| | | 3 地域ケア圏域会議の開催、検討事項の共有 | 年/2回程度開催。 |
| | | 4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定 | ・個別の課題・ケース検討を通じ分析した課題のテーマを設定する。 |
| | | 5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握 | ・個別ケア会議・圏域ケア会議にて抽出された課題をもとに地域の課題を把握する。 |
| ②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決 | 5(1)エ(イ) | 1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決 | 多様な事例(データ)を蓄積、多様な視点から客観的根拠を把握、地域課題の解決に取り組む。 |
| | | 2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・資料提供 | 行政からの地域ケア会議の要請に応じ、積極的に参加・協力する。 |
| | | 3 広域連合及び基幹型包括への報告 | ・広域連合の定める方法によりケア会議終了後に報告。 |
| | | 4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック | ・地域ケア推進会議の結果は地域ケア圏域会議に報告し、地域ケア圏域会議の結果は地域ケア個別会議に報告し共有を図る。 |
| ③自立支援型地域ケア会議の実施 | 5(1)エ(ウ) | 1 自立支援型地域ケア会議の実施 | 年/6回開催する。 |
| | | 2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック | モニタリング等を通じ、フィードバックを行う。 |
| | | 3 ケース選定の方法 | ・包括、市内居宅介護支援事業所に委託した要支援1.2.事業対象者の事例を包括内で協議し選定する。 |
| その他、地域ケア会議にかかる取組 | | | |

2-(1) 包括的支援事業
オ 介護予防ケアマネジメント業務

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第1項第1号二 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供 |

| | |
|-----------|--|
| この業務の実施方針 | 対象者の心身の状態、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選定に基づき、介護予防・生活支援サービス事業等が包括かつ効率的に提供されるよう専門的視点から必要援助を行い、対象者が地域における自立した日常生活が送れるよう支援する。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|------------------------|------------------|--------------------------|---|
| ①自立支援に向けたケアマネジメントの実施 | 5(1)オ(ア)、 (イ) | 1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施 | ・個別課題を抽出し、その人らしく自立した生活が過ごせるように支援する。 |
| | | 2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施 | ・アセスメントを行い、QOLの向上を目指した目標設定を適宜行う。 |
| | | 3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用 | ・地域の社会資源を把握したものをケアプランに組み入れる。 |
| | | 4 短期集中予防サービスの活用 | ・アセスメント実施後、短期集中予防サービスの効果が見込まれる方にサービスを組み入れる。 |
| | | 5 モニタリングによる業務評価 | ・モニタリングによる業務評価を行い、次のアセスメントの向上に随時つなげる。 |
| ②セルフケアの助言 | 5(1)オ(ウ) | 1 チェックリストの普及、活用促進 | ・チェックリストの活用による生活機能、心身機能の把握と本人への助言を随時行う。 |
| | | 2 一般介護予防事業等の情報提供 | ・ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を適宜行う。 |
| | | 3 地域におけるつどいの場への参加促進 | ・ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を適宜行う。 |
| その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組 | | 介護予防ケアマネジメント結果の把握 | 評価表等を活用し、マネジメント結果を把握する。 |
| | | | |
| | | | |

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 1) 介護予防普及啓発事業等

圏域名 亀山第1地域包括支援センター
 令和8年度

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第1項第2号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業 |

| | |
|-----------|---|
| この事業の実施方針 | 高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するとともに、地域における介護予防に資する自発的活動の育成・支援を行う。 |
|-----------|---|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|--------------------|------------|---------------------------------------|--|
| ①介護予防の普及啓発等 | 5(2)イ | 1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発 | ・亀山市総合保健福祉センター あいあい、郵便局や病院などにパンフレットを設置。情報提供・啓発を行い、SNSを媒体に地域包括支援センターの活動内容を提示。(4回/年) |
| | | 2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発 | ・出前講座等での情報提供や利用啓発を随時行う。(年6回) |
| | | 3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進 | ・地域や事業所と連携して介護予防教室を開催できるようにする。 |
| その他、介護予防普及啓発にかかる取組 | | | |

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 亀山第1地域包括支援センター
 令和8年度

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第4号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携 |

| | |
|-----------|---|
| この事業の実施方針 | 医療・介護が必要な状態になっても地域で安心して生活ができるよう病院から在宅への移行時に円滑に住宅サービスにつなぎ在宅生活を継続するためのサービス提供が可能となるように支援を行う。 |
|-----------|---|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|-----------------------------------|------------|---|--|
| ①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応 | 5(2)ア | 1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 | ・市担当部署、医療機関等と日頃から連携することで、困難事例時の対応をスムーズに行えるようにする。 |
| | | 2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応 | ・医療機関等と日頃から連絡調整を行い困難事例時の対応をスムーズに行えるようにする。 |
| | | 3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応 | ・MSW、PSW等と日頃から連携することで、困難事例時の対応をスムーズに行えるようにする。 |
| ②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応 | 5(2)ア | 1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等 | ・医療機関等主催の事例検討会へ参加する。 |
| | | 2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加 | ・医療関係者が開催するカンファレンスへ参加する。 |
| その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 3) 認知症総合支援事業

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第6号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3) 認知症施策の推進 |
| この事業の実施方針 | 認知症の方が住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族支援をする相談業務等を行う。 |

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|-------------------|------------|-----------------------------|---|
| ① 認知症初期集中支援の推進 | 5(2)ア | 1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ | ・相談受付後に認知症初期集中支援が必要なケースは、初期集中支援チームカナリアへのつなぎを行う。 |
| | | 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー | ・つないだケースについて、一定期間後の支援の際にフォローができるよう、チームからの情報共有を図る。 |
| | | | |
| ② 認知症地域支援・ケア向上の推進 | 5(2)ア | 1 認知症サポーター養成講座の開催 | ・市が主催する認知症サポーター養成講座の開催時に協力を行う。(随時) |
| | | 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 | ・相談支援の際に活用する。 |
| | | 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施 | ・認知症地域支援推進員が主催する認知症カフェへの取り組みに協力する。 |
| その他、認知症総合支援にかかる取組 | 5(2)ア | 1 若年性認知症の支援 | ・若年性認知症に関する相談があった場合に必要に応じて若年性認知症支援コーディネーターと連携する。 |
| | | | |
| | | | |

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 4) 生活支援体制整備事業

| | |
|------------------|--|
| 法的位置づけ | 介護保険法第115条の45第2項第5号 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス |
| この事業の実施方針 | 高齢者に対する地域の支えあいを推進できるよう、人材育成や地域における活動の場のマッチング等を行える体制を整備する。 ・地域住民主体によるサービス提供を推進するため地域のニーズ、資源の状況把握を行う。 |

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|-----------------------------|------------|--------------------------------------|---|
| ①生活支援体制整備の推進 | 5(2)ア | 1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 | ・ネットワーク会議等で得たニーズを踏まえて、不足する生活支援サービスに関して、生活支援コーディネーターとの共有を図る。 |
| | | 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発 | ・住民主体サービス(ちょこボラ)の開発などへの協力を行い、そのサービスを介護予防ケアマネジメントにおいて活用を図る。 |
| ②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加 | 5(2)ア | 1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 | ・協議体からの要請時随時参加する。 |
| | | 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加 | ・地域まちづくり協議会に訪問するなどして関係性を作っていく。 |
| その他、生活支援体制整備にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(イ)ウ) 会議等への出席

圏域名 亀山第1地域包括支援センター
令和8年度

| | |
|----------------------|---|
| 法的位置づけ | — |
| 介護保険事業計画 における位置づけ | — |

| | |
|-----------|---|
| この事業の実施方針 | 高齢者が住み慣れた地域で、最期まで自分らしい生活を続けられるように、医療、介護、福祉が連携し高齢者支援を効果的に進める為の会議に出席する。 |
|-----------|---|

| 事業内容 | 委託仕様書の 位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|---------------------------|----------------|---|----------------------------------|
| ①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席 | 5(2)ウ | 1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等 | ・各事業所が主催する運営推進会議に出席。 (年/3回以上) |
| | | | |
| | | | |
| ②各種会議への出席 | 5(2)エ | 1 センター長会議への出席 | ・年/12回 |
| | | 2 センター合同連絡会への出席 | ・合同連絡会は開催予定なし。 |
| | | 3 専門職部会への出席 | ・年/12回 |
| | | 4 その他各種研修会への出席 | ・随時出席。 |
| | | | |
| その他、会議等にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

2-(2) 指定介護予防支援事業

| | |
|------------------|----------------|
| 法的位置づけ | 介護保険法第8条の2第16項 |
| 介護保険事業計画における位置づけ | |

| | |
|-----------|--|
| この事業の実施方針 | 要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う。 |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|----------------------------|------------|----------------------------|--|
| ①予防給付のケアマネジメントの適正な実施 | 5(3)ア～カ | 1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 | ・三職種が連携し、一人ひとりに合った自立支援に向けたケアマネジメントを行う |
| | | 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施 | ・アセスメントを行い、多様なニーズに対応するケアマネジメントの実施および目標設定を行う。 |
| ②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託 | 5(3)エ、オ | 1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 | ・必要な知識を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業所と連携を取りながら公平・中立に選定を行う。 |
| | | 2 委託先事業者への研修会の実施 | ・年1回以上、実施。 |
| | | 3 委託先事業者との間の情報管理 | ・個人情報保護方針に従い、当センターの責任下で情報の受け渡しを行う。 |
| | | 4 委託したケアプランの質の確保 | ・委託先介護支援専門員への助言を随時実施すす。 |
| | | 5 委託先事業者の安定的な確保 | ・随時、連絡調整を行い委託先事業者との関係性を構築する。 |
| その他、指定介護予防支援にかかる取組 | | | |
| | | | |
| | | | |

2-(3) その他の取組

(1) 災害・感染症対策と対応

| | |
|------------------|---|
| 法的位置づけ | — |
| 介護保険事業計画における位置づけ | 基本目標Ⅲ サービスを安心して利用できるために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実 |

| | |
|-----------|---|
| この取組の実施方針 | 近年の災害および感染症発生を踏まえ日頃から介護事業所等と連携し、災害および感染拡大防止策の周知啓発、発生時に備えた平時からの事前準備と発生時の対応確保に向けた連携体制の構築等を行う。 |
|-----------|---|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|---------------------------------|------------|------------------------------------|--|
| ①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築 | 5(4)イ | 1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 | ・業務継続計画(BCP)により、自然災害発生時等が発生した際の体制を構築。また、法人と連携し情報提供などを行う。 |
| | | 2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築 | ・業務継続計画(BCP)により、感染症発生時体制を構築する。また、法人と連携し情報提供などを行う。 |
| ②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制 | 5(4)イ | 1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 | ・圏域内において災害が発生した場合に、関係機関との連絡体制を構築する。 |
| | | 2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築 | ・圏域内において感染症が発生した場合に、関係機関との平時・緊急時の連絡体制を構築する。 |
| その他、災害・感染症対策にかかる取組 | | | |

(2) その他、特記事項

| | |
|-----------|--|
| この取組の実施方針 | |
|-----------|--|

| 事業内容 | 委託仕様書の位置づけ | 具体的な取組内容 | 実施計画、目標等 |
|------|------------|----------|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |